

【どのような活動が対象になる？】

ポイント付与対象活動等	ポイント付与条件	ポイント付与数	ポイント付与時期
定時総会出席（書面議決及び委任状提出を含む）	総会に出席又は書面議決書、委任状をセンターに総会開催日時の前日までに提出	1,000ポイント	定時総会終了後1週間以内
会員紹介（入会紹介カード提出）	紹介した者が会員登録を行うこと	2,000ポイント	被紹介者入会后随時
ボランティア活動参加	センターが指定したボランティア活動に参加すること	500ポイント	ボランティア活動終了後随時
新規入会者	会員登録を行い会費を支払うこと	2,000ポイント	入会后随時
会員継続	各年度末において会員を継続し、翌年度の会費を納入期限までに納めること	200ポイント	年度末在籍会員に対し、翌年度5月に付与
Smile to Smile登録	Smile to Smileの登録者	300ポイント	年度末Smile to Smile登録会員に対し、翌年度4月に付与
文書の郵送停止	すべての会員に郵送する文書でセンターが指定した文書をSmile to Smileで送付すること	20ポイント	送付する文書郵送後随時

【サービス内容と必要ポイント数は？】

サービス内容	必要ポイント数
1 年会費免除	2, 200ポイント
2 金融事業者等が発行するギフトカード (1,000円相当)	1, 000ポイント

【ポイントの交換は？】

- 1 年度末に年会費免除分の必要ポイント（2, 200ポイント）を獲得している会員については、4月1日付で翌年度の会費に振り替えます。
- 2 上記の振替を行った後に、1, 000ポイント以上ポイント残高がある会員は、各年度4月2日から5月31日までの期間に限り、ギフトカードを申請することができます。

【ポイントの管理方法は？】

- 1 ポイント付与については、センター業務で利用している業務システムで管理を行います。
- 2 会員は、「Smile to Smile」で現在のポイントを確認することができます。また、事務所にお問い合わせをいただくことでも確認出来ます。

ご不明な点は、センター事務所（059-224-4123）へお問い合わせください。